

職員の懲戒処分について

令和4年6月21日

下記のとおり懲戒処分を行ったので、公表します。

記

1 処分対象者及び処分内容

所属	職名	年齢	処分内容
総務課	主査	41歳	停職3月間

2 処分日

令和4年6月21日

3 事実の概要

被処分者は、令和4年4月21日午前7時頃、千葉県成田市内で盗撮行為をしたとして千葉県迷惑防止条例違反の疑いで、現行犯逮捕された。

4 組合長のコメント

今回、本組合職員が起こした事件につきまして、関係機関各位の皆様にご多大な御迷惑をお掛け致しましたことを衷心よりお詫び申し上げます。

今後、全職員がなお一層綱紀の粛正及び服務規律の確保に努め、信頼の回復に努めて参ります。